

平成24年全国町村長大会 藤原会長挨拶

本日ここに、全国町村長大会を開催いたしましたところ、野田内閣総理大臣をはじめ、来賓各位には、政務ご多端の折にもかかわりませず、ご臨席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、全国の町村長の皆様方には、遠路ご参集をいただき、心から感謝申し上げます。

ご承知のとおり、先週、16日に衆議院が解散されました。

わが国は、円高・デフレ基調が続く中で、景況も後退局面に入るなど厳しい経済環境をどのように好転させていくか、また、財政健全化や地域主権改革はもとより、震災の復旧・復興や新しいエネルギー体系の確立、医療・介護、年金といった安定的な社会保障制度の構築、沖縄の基地問題をはじめとする外交・安全保障など、この国の行く末を左右する極めて重要な政策課題が山積しております。

いわゆる第三極など新しい政治的動きもみられ、新しい政権の枠組みは不透明な状況にありますが、この国の将来にとって、今回の総選挙は極めて大きな意味を持つものがあります。地域社会や国民生活における様々な不安要因を取り除き、安心できる国民生活を守るための政治が期待されているのであります。

さて、あの東日本大震災から1年8か月余が経過し、被災地では、今、大きな苦難を、家族や地域の固い絆で乗り越え、本格的な復興に向けた取り組みがなされています。しかし、未だ避難を余儀なくされている方が30万人を超えるなど、各地に残された爪痕は大きく、今後、幾多の困難に直面することもあるかと存じます。私ども全国の町村長も、未来への希望を共有し、被災者の一日も早い生活の再建と地域の再生を強く願い、これまで以上に被災地に関心を寄せ、復興に取り組む町村を、物心両面で支援して参りたいと存じます。

申し上げるまでもなく、町村が自主的・主体的な地域づくりを進めていくためには、その財政基盤の強化が不可欠であり、安定的な自主財源の確保がはからなければなりません。そして、何よりも、地方交付税制度を堅持し、財源保障機能と財源調整機能をより強化するため、三位一体改革で大幅に削減された地方交付税の復元・増額が必要であります。

また、先の通常国会で、社会保障財源の安定確保に向けた消費税法改正法等が成立し、地方消費税等の拡充がはかられることとなりました。我々も、その円滑な施行に向けた環境の整備に、国とともに取り組んで参りますが、一方で、現行の地方税財源の確保も強く訴えていくことが不可欠であります。

とりわけ、その廃止が議論されている自動車取得税の交付金は、町村にとって貴重な財源であり、自動車重量譲与税とともに、見直す際は、代替財源が確実に確保される必要があると考えます。

さて、さる11月15日、政府は、新たな労使関係制度と称する地方公務員法の改正案を、国会に提出いたしました。安定した良好な労使関係が保たれている現状や住民サービスへの影響を考えると、何故今、協約締結権の付与が必要なのか。また、地方の特性や多様性を考慮せず、国家公務員制度改革案の内容をそのまま地方に導入することには、強い違和感を覚えます。

衆議院の解散に伴い廃案になったとはいえ、今回の地方公務員制度改革の内容や進め方は、地方の疑念や不信を招くものであり、極めて遺憾であります。

また、地域主権改革の一環とした「国の出先機関改革」も同様であります。

もとより、それぞれの町村が地域の特性や資源を活かした施策を自主的・自律的に展開できるよう、地域主権改革を進めることは必要であります。しかしながら、今般の出先機関改革については、災害時の危機管理体制等が現実に機能するかどうか、特定広域連合内の利害調整が上手くいくのか、多くの市町村長が非常に危惧しているところであります。このため、拙速に進めることのないよう、繰り返し政府に求めてきたにも関わらず、関連法案の閣議決定は、誠に遺憾であります。

次に、TPPの問題については是非とも触れておかなければなりません。

例外なく関税や規制を撤廃するTPPは、農林漁業だけでなく、地域経済・社会の崩壊を招くものであるため、全国町村会は、これまで三度の反対決議を行いました。

しかしながら、野田総理は、「国益の視点に立って結論を得る」と述べるものの、参加に前向きな姿勢を変えておりません。我々も、貿易の重要性を認識しておりますが、輸出産業の利益だけが「国益」ではありません。国民の命を支える農林水産業と国土・自然環境を守り、伝統・文化を育む農山漁村こそが、重要な「国益」とであると確信しております。

今、行うべきは、ＴＰＰ参加ではありません。我々が日々懸命に努力している農林漁業と農山漁村の再生・活性化こそが優先されるべきであります。

最後に、道州制に関して申し上げます。

政府がとりまとめを進めている「地域主権推進大綱」では、その素案に、道州制について、「検討も射程に入れていく」と示され、また、政党においても道州制基本法案の検討が行われるなど、道州制論議が再燃してきております。

道州制は、国の統治機構を変えることが目的化されていることから、新たな集権体制を作ることに他ならないと考えます。また、巨大な道州は、住民との距離が一段と遠くなり、住民自治が埋没すること、地域間格差を拡大させること、市町村の再編を強いることになること等、町村にとって大きな影響を及ぼす問題であります。このため、全国町村会は、一貫して反対してきたところでありますが、本日、改めて『特別決議』として、ご審議を賜ることとしております。

地方自治の発展を真摯に願う心ある人々は、決して道州制に賛意を示すことはないことを確信しております。

以上、当面する町村を巡る政策課題について申し述べましたが、本日この会場に掲げましたスローガンのとおり、地域の発展のための重要課題が山積しております。我々町村長は、地域特性や資源を活かした施策を展開し、豊かな住民生活と個性溢れる多様な地域づくりに邁進していかなければなりません。

全国町村会といたしましても、政務調査会を中心に活発な議論を行い、全力を挙げて活動して参りますが、誇りある、それぞれの地域づくりのために、今後とも、町村長相互の連携を一層強固なものとし、直面する困難な課題に積極果敢に取り組んでいこうではありませんか。

本大会が所期の成果を収めることができますよう、ご参集の皆様方の格別のご協力をお願いして、私のご挨拶と致します。

平成24年11月21日

全国町村会長

藤原忠彦